

様式1 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（薬局）

保 険 薬 局	名 称						
	所 在 地	〒 電話番号 ()					
	医療機関コード						
開 設 者	住 所	〒 電話番号 ()					
	氏名又は名称						
	生 年 月 日			職 名			
薬 剤 師 の 氏 名					略歴	(別紙)	
処方せんを受け付けている 主 な 医 療 機 関 名		<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 					
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 殿</p>							

【指定要件】

<共通事項について>

- 保険薬局であること。
- 複数の医療機関からの処方箋を受け付けていること。
- 十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

<新規に開局する薬局について>

- 管理者（管理薬剤師）が、過去に他の指定自立支援医療機関で、管理者（管理薬剤師）としての経験を有していること。
- 十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

※指定医療機関申請月に開局した薬局については、新規に開局した薬局とみなします。

（記入要領）

1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書について

- (1) 保険薬局の名称は省略せずに必ず正式な名称を記入すること。
（例）有限会社 ○○薬局
- (2) 複数の薬剤師が勤務する場合は、管理薬剤師の氏名等を記入すること。
（なお、申請した薬剤師が退職等した場合には、変更の届出が必要になる。）
- (3) 保険薬局コードが未定の場合は空欄で提出し、決まり次第速やかに報告すること。

2 薬剤師の略歴（別紙：経歴書）について

- (1) 薬剤師免許の写しを添付すること。
- (2) 最終学歴は「○○大学○○学科卒業」のように学科名等まで記入すること。
- (3) 薬剤師免許取得年月を必ず職歴欄に記入すること。
- (4) できるだけ具体的な病院名、薬局名（支店名）を記入すること。
（複数の薬局を経営する会社の場合でも、「○年○月 ××会社△△に入社」ではなく、実際に勤務した（している）薬局名を記載すること。）
- (5) 薬剤師として従事した勤務暦の年数が分かるように記載すること。
（例「○年○月～○年○月 ××会社△△店（薬剤師として従事）」と記載）。
- (6) 主な職歴には、学校薬剤師や薬剤師会の役員等の経歴がある場合は、その経歴も併せて記入すること。
- (7) 新規に開局する薬局の場合は、管理者（管理薬剤師）が過去に勤務した自立支援医療機関について、年数及び名称等を具体的に記載すること。
それ以外の勤務実績と重なる記載事項は「同上」等と省略して差し支えない。

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

